

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則	(震災援護室)	一
○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(長寿社会政策課)	二
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
○調理師法施行細則の一部を改正する規則	(健康推進課)	二
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	七
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同)	九
○障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	九
○指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	九
○障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一〇

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

○宮城県規則第三十号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年宮城県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第九条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第十三条中「第二十四条第五項」を「第七条第五項」に改める。

第十五条中「第二十七条第四項」を「第十条第三項において準用する法第六条第四項」に、「あたつて」を「当たつて」に改める。

第十六条第三項中「第二十九条」を「第十二条」に改める。

第十六条の二第一項中「第二十三条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第十七条第一項中「第三十条」を「第十三条」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別表第一第一号中「収容施設」を「避難所及び応急仮設住宅」に改め、同号2(一)中「全壊、全焼」を「全壊し、全焼し」に改め、同号2(二)中「概ね」を「おおむね」に改め、同表第二号1中「炊出し」を「炊き出し」に改め、同表第三号1中「そう失又はき損し」を「喪失し、又は毀損し」に改め、同表第五号中「災害にかかった者」を「被災した」に改め、同表第七号1中「全壊、全焼」を「全壊し、全焼し」に改め、同表第八号1中「そう失」を「喪失し」に改め、同号3(一)中「届け出」を「届出をし」に改め、同表第十号1中「すでに」を「既に」に改め、同表第十三号1(三)中「災害にかかった者」を「被災者」に改める。

別表第二第一号中「第十条第一号」を「第四条第一号」に改め、同表第二号中「第十条第五号」を「第四条第五号」に改める。

様式第一号の1から様式第三号までの様式及び様式第五号中「第26条」を「第9条」に改める。

様式第七号中「第24条」を「第7条」に、「第45条」を「第31条」に、「5万円」を「30万円」に改める。

様式第八号中「第24条」を「第7条」に改める。

様式第十一号中「第27条」を「第10条」に改める。

様式第十二号中「第29条」を「第12条」に改める。

様式第十二号の二中「第30条第一項」を「第13条第一項」に改める。

様式第十三号別紙一中「炊出し」を「炊き出し」に、「災害にかかった者」を「被災者」に、「災害にかかった住宅」を「被災した住宅」に改め、同様式別紙四の一及び別紙四の二中「炊出し」を「炊

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「出」に改め、同様式別紙七中「災」にかかつたを「災」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の災害救助法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、
当分の間、改正後の災害救助法施行細則の規定によるものとみなす。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十一号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則
第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「原則として四人」を「原則として四人以下」に改める。

附則第五項中「八人」を「八人以下とすること」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改
正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十二号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部
を改正する規則

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十
五年宮城県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九十条第五項中「の規定及び第八十四条から第九十五条」を「において準用する条例第九条、条

例第十二条から第十六条まで、条例第五十条及び条例第五十一条の規定並びに第八十四条から第九
四条まで並びに第九十五条において準用する第五条から第七条まで、第十条から第十二条まで、第十
四条、第十六条、第十九条、第二十六条から第三十一条まで、第三十三条、第七十条（第三項第二号
を除く。）及び第七十四条から第七十七条」に改める。

第一百一条第二項中「及び条例第六十五条の規定並びに第九十九条から第一百五十一条」を「並びに条例第
六十五条において準用する条例第九条、条例第十二条から第十六条まで及び条例第五十一条の規定並
びに第九十九条から第百四条まで並びに第百五条において準用する第四条から第八条まで、第十条か
ら第十二条まで、第十四条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十六条、第二十七条、第二十九
条から第三十一条まで、第三十三条、第四十七条、第七十条及び第七十四条から第七十六条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正す
る規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十三号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改
正する規則

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年
宮城県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「次項」を「次項及び附則第六項」に、「四人と」を「四人以下と」に改める。

附則第五項中「原則として四人」を「一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえて、知事が
必要と認めた場合は、四人以下とすることができる」に、「八人」を「八人以下とすること」に改める。

附則第八項中「附則第八項」を「附則第十項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十四号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和三十四年宮城県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第一号（第4条関係）

宮城県収入証紙
貼り付け欄

受験番号	
受付場所	

調理師試験願書

宮城県知事 殿

調理師法第3条の2第1項の規定による調理師試験を受けたいので、別紙関係書類を添えて提出
します。

提出日	年 月 日
-----	-------

フリガナ			
氏 名			
性別 （該当するものに ○を付けること。）	男 ・ 女	生年月日	年 月 日
本籍地の 都道府県名 （国籍）			
フリガナ	（郵便番号 - ）		
現 住 所			
パソコン・ア パート名、室番号		電話番号	

備考 この願書に、所定の手数料額に相当する県の発行する収入証紙を貼り付け、次の書類を添付すること。

- 1 学校教育法第57条に規定する者又は調理師法附則第3項の規定により同条に規定する者となされた者であること（様式第2号）の証明書
- 2 履歴書（様式第2号）（様式第3号）
- 3 調理業務従事証明書（様式第3号）
- 4 写真（縦4.5センチメートル横3.5センチメートル、出願前6月以内に上半身脱帽正面を撮影したもの）

様式第2号 (第4条関係)

履 歴 書

学歴

卒業年月	学 校 名
年 月 卒業	
年 月 卒業	
年 月 卒業	
年 月 卒業	

職歴

勤 務 期 間	勤 務 先 名
年 月 日 就職	
年 月 日 退職・勤務中	
年 月 日 就職	
年 月 日 退職・勤務中	
年 月 日 就職	
年 月 日 退職・勤務中	
年 月 日 就職	
年 月 日 退職・勤務中	
年 月 日 就職	
年 月 日 退職・勤務中	

備考 調理の業務に従事したものとのみ記入すること。

私の履歴は、願書提出日時点で上記のとおり相違ありません。

氏 名 _____ (旧姓: _____)

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

様式第3号 (第4条関係)

調理業務従事証明書

受験者氏名	
生年月日	年 月 日

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

勤 務 施 設	施設名	所在地	電話番号	-	-
	飲食店関係営業			給食施設	
	営業許可の種類 (該当するものに○を付けること。)	1 飲食店営業 2 魚介類販売業 3 そうざい製造業	施設の種類 (該当するものに○を付けること。)	1 寄宿舍 2 学校 3 病院 4 事業所 5 社会福祉施設 6 介護老人保健施設 7 矯正施設 8 給食センター 9 自衛隊 10 その他 []	
	許可保健所	保健所			
	許可年月日及び許可番号	(最新の許可日を記載すること) 年 月 日 [第 号]		開設年月日	
廃業年月日 (施設廃業時のみ記入すること。)		年 月 日			
業 務 内 容	調理の業務の内容 (該当するものに○を付けること。)	切る・焼く・煮る・炊く・蒸す・ゆでる・炒める・漬ける・揚げる・味付ける・その他 主に調理しているメニュー、作業内容を具体的に記入してください。(例:魚をおろす、うどんを打つなど) []			
	上記施設で調理の業務に従事した期間と年数 (勤務中の場合、期間の終期は、証明年月日を記入すること。)	年 月 日から	年 月 日まで	} 従事期間の合計 (1か月未満切り捨て) []年 []か月間	
	雇用形態 (該当するものに○を付けること。)	1 経営者 2 正社員・正職員 3 パート・アルバイト (下記の欄も記入すること) パート・アルバイトの勤務日数及び時間 (実労働時間) []日/週, []時間/日			

証 明 者	証明年月日	年 月 日	証明印	
	法人名(施設名) 住所・電話番号 氏 名			種 別 (該当するものに○を付けること。) 1. 個人の実印 2. 法人登記済印
	地 位 (該当するものに○を付けること。)	1 個人経営者 (店主) 2 法人経営者 (代表取締役社長, 理事長等) 3 公的施設の施設長 (学校長, 園長等) 4 その他 (飲食店組合長等)		
<p>上記4の場合のみ: 証明者が施設の経営者 (施設長) でない場合, その理由を下記から選び, 該当するものに○を付けること。</p> <p>1 経営者 (施設長) と受験者が同一人・夫婦・二親等以内の血族 (親子等) 2 施設が廃業 3 その他 []</p>				

- 備考
- 1 原則として、調理業務に従事している施設の経営者（施設長）が証明すること。
 - 2 給食施設の開設年月日とは、寄宿舎、学校、病院等の施設であって、多数人に対して食品を供与する施設として開設した年月日をいうものであること。
 - 3 証明印は、次のとおりとすること。
 - (1) 個人の場合は、印鑑登録済の印鑑を用い、印鑑証明書を添付すること。
 - (2) 法人の場合は、法人登記されている印鑑を用いること。
 - 4 虚偽の証明書を提出したことが判明した場合には、受験資格や合格を取り消すほか、証明者も刑法の規定により処罰される場合があること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の調理師法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の調理師法施行細則の規定によるものとみなす。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十五号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成五年宮城県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

様式第七号（その七）を次のように改める。

(その7)

年 月 日

心臓の機能障害の状況及び所見(1) ——18歳以上用——

氏名：

1. 臨床所見 (記入又は該当するものを○で囲むこと)

2. 胸部エックス線写真所見 年 月 日

ア. 動 悸	有・無	キ. 浮 腫	有・無
イ. 息 切 れ	有・無	ク. 心 拍 数	
ウ. 呼 吸 困 難	有・無	ケ. 脈 拍 数	
エ. 胸 痛	有・無	コ. 血 圧	最大 最小
オ. 血 痰	有・無	サ. 心 音	
カ. チアノーゼ	有・無	シ. その他の臨床所見	



心 胸 比

ス. 重い不整脈発作のある場合は、その発作時の臨床症状、頻度、持続時間等

3. 心電図所見 (該当するものを○で囲む)

ア. 陳旧性心筋梗塞	有・無	ク. 期外収縮	有・無
イ. 心室負荷像	有 (右室, 左室, 両室)・無	ケ. S T の低下	有 m V・無
ウ. 心房負荷像	有 (右室, 左室, 両室)・無	コ. 第 I 誘導, 第 II 誘導及び胸部誘導 (ただし V ₁ を除く。) のいずれかの T の逆転	有・無
エ. 脚ブロック	有・無	サ. 運動負荷心電図における S T の 0.1mV 以上の低下	有・無
オ. 完全房室ブロック	有・無	シ. その他の心電図所見	
カ. 不完全房室ブロック	有第 度・無		
キ. 心房細動 (粗動)	有・無		

ス. 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見 (年 月 日 発作)

4. 活動能力の程度 (該当のアイウエオを○で囲む)

- ア. 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの、又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状がおこらないもの。
- イ. 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの、又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの。
- ウ. 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状がおこるもの。
- エ. 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状がおこるもの、又は頻回に頻脈発作を起し、救急医療を繰り返し必要としているもの。
- オ. 安静時若しくは自己身の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状がおこるもの又は繰り返してアダムス ストークス発作がおこるもの。

5. 人工臓器 (該当するものを○で囲む)

人工ペースメーカ	無・有 (手術日 年 月 日)
人工弁移植, 弁置換	無・有 (手術日 年 月 日)

6. 人工ペースメーカの適応度 (クラス I・クラス II・クラス III)

7. 身体活動能力 (運動強度) (メッツ)
 ※ メッツ値について、症状が変動 (重くなったり軽くなったり) する場合は、症状がより重度の状態 (メッツ値が一番低い値) を記載してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定による様式第七号(その七)については、当分の間、改正後の身体障害者福祉法施行細則の規定による様式第七号(その七)とみなす。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十六号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十四年宮城県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第二項」を「第三項」に改め、同項後段及び第三号を削り、同条第二項中「法第二十条第二項第四号に該当する者」を「家庭裁判所から扶養義務の設定の審判を受けた者」に、「選任」を「審判」に改める。

第六条を削り、第七条を第六条とする。

第八条第二項第四号中「保護者」を「家族等若しくはこれに準ずる者」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項第六号を削り、同条を第八条とする。

第十条第一項第一号中「、性別」を削り、同条第三項第一号中「、生年月日及び性別」を「及び生年月日」に改め、同条を第九条とし、第十一条から第十三条までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十七号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第三号イ中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第四十九条第八項に次のただし書を加える。

ただし、指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十五号)第六十七条第二項に規定する指定宿泊型自立訓練をいう)を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(同条例第六十六条に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう)であつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
第七十四条第三項中「第四十三条第一項第二号ロ及びニ、第六項並びに」を「第四十三条第一項第二号ニ及び」に改める。

附則第二項第一号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十八号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号イ(1)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十九号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号イ(1)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。